

令和6年度第3回市川市介護保険地域運営委員会 会議録

1. 開催日時

令和7年3月19日（水）午後2時～午後3時30分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第3委員会室

3. 出席者

【委員】

佐々木委員（委員長）、大野委員（副委員長）、淡路委員、大谷委員、大塚委員、
中島委員、平山委員

（欠席者3名）

【市川市】

鷺沼部長、尾瀬介護保険課長 ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

（1）令和7年度地域包括支援センターについて（諮問）

① 令和7年度地域包括支援センター基本指針・運営指針

② 令和7年度地域包括支援センター事業計画

③ 地域包括支援センター職員の配置条件の緩和について

（2）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）

（3）令和7年度介護給付費適正化事業について（報告）

（4）地域密着型サービス等の公募について（報告）

（5）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

（6）その他

6. 配付資料

・会議次第

・資料1-1-1 令和7年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針（案）

・資料1-1-2 新旧対照表

・資料1-2-1 令和7年度市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）

・資料1-2-2 新旧対照表

- ・資料 1－3－1 地域包括支援センター職員の配置条件の緩和について
- ・資料 1－3－2 市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例
- ・資料 2 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について(報告)
- ・資料 3 令和 7 年度 介護給付費適正化事業について
- ・資料 4 地域密着型サービス等の公募について
- ・資料 5 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

《当日配布資料》

- ・令和 7 年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール（予定）

7. 議事録

(午後 2 時開会)

発言者	発言内容
	(議題(1)について、福祉部長より諮問を行った。) 議題(1)令和 7 年度地域包括支援センターについて(諮問) ① 令和 7 年度地域包括支援センター基本指針・運営指針 ② 令和 7 年度地域包括支援センター事業計画 ③ 地域包括支援センター職員の配置条件
佐々木委員長	それでは、ただいまの諮問を受け、 議題(1)「令和 7 年度地域包括支援センターについて」 ①令和 7 年度地域包括支援センター基本指針・運営指針 ②令和 7 年度地域包括支援センター事業計画 ③地域包括支援センター職員の配置条件 について審議いたします。 事務局より説明をお願いします。
地域包括支援課長	(資料 1-1-1、1-1-2 資料 1-2-1、1-2-2 資料 1-3-1、1-3-2 にもとづいて説明)
佐々木委員長	ただいま、事務局より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。

大塚委員	保健師と社会福祉士、主任ケアマネジャーの職種の緩和について、経験のある看護師も入れてもいいようなことを以前伺ったことがあったのですが、緩和することは可能か伺います。 複数圏域について、高齢者人口を基準としてということですが、高齢者人口に加えて日常生活圏域の幅を広げることが、基準の中に入っているのかをお伺いしたいです。
奥野課長	地域包括支援課長です。 条件緩和の職種についてですが、まず国の方で定められた３職種が厳密にございます。 一方で条件を緩和して、３職種に準ずるものとして、複数の職種を設定しているところでございます。例えば、社会福祉士に準ずる者としては、福祉事務所の業務経験が５年以上ある方や、ケアマネの業務経験が３年以上あり、かつ、相談業務に３年以上従事した方など国の方でも、緩和しているところであり、市としても適用しているところでございます。 複数圏域の合算方法につきましては、あくまで現在設定している日常生活圏域で、複数圏域を合算するところをお示ししておりまして、圏域そのものを見直して合算ということは想定しておりません。
佐々木委員長	ありがとうございます。 他にご意見はございますでしょうか。
平山委員	常勤換算方法の非常勤職員２名で補うということですが、非常勤職員２名というのは、例えば、保健師でしたら保健師の非常勤は２名と縛りがかかるのか、それとも保健師の方が週３回で、例えば社会福祉士の方が週２回の非常勤２名というように考えるのかを教えてください。
地域包括支援課長	地域包括支援課長でございます。 常勤換算方法につきましては、配置する職種、例えば保健師の者を配置するとなった場合は、あくまでその保健師の資格を有する者を非常勤職員として２名配置することとしております 配置の方法につきましては、時間単位で配置する方法と、或いは曜日によって配置する方法などで、常勤相当の勤務時間を業務に従事いただくというところを考えております。

平山委員	常勤を同職種２名で補うということで了解しました。
中島委員	根本的な問題として、人が足りないことは全国的な問題なので、常勤換算方法も良いかとは思いますが。 しかし、千葉県でケアマネになったとしても、都内に流れてしまい、千葉県で働く人がいないといった問題があったと思うのですが、市川市では対応をどうされているのでしょうか。健康福祉都市の市川と名乗っているからには、従事される方の報酬を、魅力あるものにすることによって、そのようなことが少なくなってくると思います。 また、近隣市の適用状況の中で松戸市が予定なしとなっていますが、充足していて予定がないのか、それとも他に原因があるのでしょうか。人数が充足しているのであれば、どのような検討をされたのかをお伺いしたいです。
地域包括支援課長	地域包括支援課でございます。 松戸市につきましては、詳細の背景がわからない部分でございます。現状、国或いは市の定める配置基準、こちらを満たしていることから、当面の間は予定がないというようなことだと考えております。 地域包括支援センターにおきましては、ケアマネの方々が業務しやすいように、定期的に研修等を重ねておりまして、日々の業務の負担軽減には繋がっていると考えているところでございますが、人材確保に直接繋がっていると言われると、側面的な支援に留まっているのではないかと考えております。 地域包括支援センターの職員という目を見た場合は、市川市が委託している各法人の方で、職員を採用していただいております。年間を通じて、退職される方もいらっしゃる一方で、採用される方もいらっしゃいますので、そういった意味では、各法人の中で苦慮いただきながら採用を確保いただいていると考えております。
中島委員	ありがとうございます。 ただ、法人の方が一生懸命やっても努力の限界があると思うので、例えば市からの支援など、そのようなことも考えないと、人材不足は解決しないのかなと感じます。よろしくお願いいたします。

大野副委員長	中島委員がおっしゃった通り、昨年度8月にそのようなお話をさせていただいて、市では予算面で、今すぐには難しいという話でした。 それを受けて、市川市がやっていることを、県に報告していただいて、県から厚生労働省に繋がっていけばいいと思います。 これだけ盛りだくさんの基本指針・運営指針があって、地域包括支援センターの人数だけでやらなければいけないのかと思うと、かなり大変だなと思い見ております。法人で募集をかけたとしても、法人の努力だけでは難しいと考えます。 処遇改善加算の質問をした際の市川市の回答が、法人のお給料でということでした。介護支援専門協議会でその話を報告した時に、かなりがっかりした反応でした。 私たち法人のお給料を上げて欲しいというわけではなく、最終的には、介護福祉士や社会福祉士のように現場にいる方と同じように、処遇改善加算をつけて欲しいという意味合いだったので、それを法人、会社ではなく、やはり市川市として県にあげてもらいたかったな、国に言ってもらいたかったなというところがありました。 それに加えて全国的に人材が不足していますが、市川市はなぜ不足しているのかを把握されているのでしょうか。 また船橋市が今年から出来、柏市も適用が可能と記載がありますが、これはどうして出来たのかというところをお伺いしたいです。
地域包括支援課長	地域包括支援課長でございます。 先ほど、ケアマネ全般の処遇改善の話がありましたが、こちらは切り離して、地域包括支援センターに絞って回答させていただきます。 まず、市川市として地域包括支援センターの職員確保のために何かしら具体的に支援できてないのか、そういったご指摘かと思います。 こちらにつきましては、従前より法人と話をしまして、今年度、各法人の欠員状況を踏まえて、資格職を養成する学校に、市川市からも市川市の地域包括支援センターでぜひお仕事をしてくださいというような話を情報提供させていただいております。市川市としても各法人、高齢者サポートセンターの職員確保のために動いているところでございます。 もう1点が船橋市、柏市のご指摘について、こちらも国に合わせて基準緩和の条件を整えたところで、実際にそれを適用して、職員を配置しているところまでは至ってないと伺っております。

平山委員	「資格を取れる学校」という部分のご説明のところが分かりづらかったので、再度ご説明をお願いいたします。
地域包括支援課長	地域包括支援課でございます。 高齢者サポートセンターに配置すべき専門職は先ほど申し上げたように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員となります。 この3職種が基本になっておりますが、そのうち社会福祉士の資格取得をするためには大学なり専門学校の特定のカリキュラムを受講しなければならないため、その学校の就職相談部門に、高齢者サポートセンターの情報提供をさせていただいているというところでございます。
平山委員	ありがとうございます。 理解しました。
中島委員	今の説明で、新規で採用についてはわかりますが、大事なのは、今働いている人たちが、市川、千葉で働きたいけれども、条件が合わなくて、他に行っている人たちを市川に呼び戻す魅力ある高サポは、これからどんどん、受ける人が増えてくるわけですね。 それに対応するための努力というものが、先ほどから話を聞いているとあまり感じられません。去年その話があり検討していきますという話でしたが、その後の展開について、先が見えてきてないのかなと感じるのですが、いかがでしょうか。
地域包括支援課長	地域包括支援課でございます。 地域包括支援センターの職員の負担軽減、また就業続けられるようなサポートという意味合いだと思いますが、私どもも様々考えているところではございます。財政的な観点から考えて、実際の業務の状況、このバランスを見ながら、地域包括支援センターの運営に支障がない形での委託料、或いは委託内容を現場ともお話ししながら調整しているところでございます。 明確にこれだけお金をつけていますというところが、現状のところではお答えできない状況でございます。

平山委員	看護学生の実習先として、東京では板橋区、北区、江戸川区、それから千葉では、市川市、船橋市、浦安市、松戸市の地域包括支援センターで実習をさせていただき、学生の反応がとても良く、将来の就職先として考えている学生が増えてきている実感があります。 保健師が保健指導ということで看護職について実習をしているのですが、その他にもケアマネ、認知症サポーターなど、いろいろな方と接して、将来、病院で働こうと思っていた学生が、こういうところで働きたいというような希望は年々増えています。これは地域の実習施設の方が、学生を快く受け入れていただいている成果と学校では考えております。 現在1～2名の学生を受け入れていただいておりますが、一度の実習で2名以上受け入れてくださると学習成果が高いので、今後ともご協力お願いします。
佐々木委員長	話が全体的に、地域包括支援センターの職員の話以上に広がっていますが、確かに職員の不足というのは、介護の分野だけでなく、今後日本全体で労働人口が減ってくるところから、大きな問題になってくると思います。 今回の緩和についての話は、高齢者サポートセンターとしての運営内容の維持がしっかりされることが望まれるわけで、このような形の緩和をすることによって、それが持続できるのあればということだと思います。 処遇の話もたくさん出ていますが、こちらは市川市だけでなく、実は千葉県全体の問題であり、東京都の格差については、以前より言われていることですので、今後、全体的なところでの議論になり、きちんと止めていかなければいけない部分であると、個人的には思います。
大谷委員	資料1-1-1、2の新旧対照表のところで、法令根拠をこの通知に合わせて変更しただけなのであれば、スペースの問題もあるかと思いますが、欄外でもいいので、出典はきちんと示した方がよいと思います。 資料1-3-1のところで、配置条件緩和の経緯がありますが、この条例の部分で対応する条文の表記がありません。 時間も限られた場なので、ちょっと気をつけてください。
地域包括支援課長	地域包括支援課です。 出典と、情報等も漏れのないように明記して参りたいと存じます。ご指摘ありがとうございます。

平山委員	資料1-2-2の、先ほど修正をしたところですが、「認知症初期集中支援チーム」が、消えるのか、それとも、真ん中のポチになって認知症地域支援推進員を作るのか、どんなふうに考えていらっしゃるのか。
地域包括支援課長	地域包括支援課です。 説明わかりにくく大変申し訳ございません。 こちら消していただきたいのが旧の部分、右側の部分で、「認知症初期集中支援チーム及び」となっていたところ、こちら現在、「認知症初期集中支援チームを含む」と記載になってございます。 来年度につきましては、「認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を含む」というふうに記載を変更するものでございます。 (※掲載資料につきましては、上記内容は修正済みです。)
平山委員	承知しました。
佐々木委員長	その他に質問などございますでしょうか。 (意見なし)
佐々木委員長	それでは他に質問がないようですので、審議を終結したいと思います。 事務局より補足はありますでしょうか。
地域包括支援課長	みなさま、ご意見をいただきありがとうございました。 いただきましたご意見を踏まえ、答申書については本日の議題終了後に提示させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議がないことを確認)
佐々木委員長	それでは先ほどの審議におけるご意見質問を反映した上で、議題(1)「令和7年度地域包括支援センターについて」、妥当としてよろしいでしょうか。 承認の方は挙手をお願いいたします。 (挙手を確認)

佐々木委員長	それではご承認をいただきましたので、次の議題に移ります。 議題（２）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について （報告）
佐々木委員長	議題（２）「介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について」、事務局より説明をお願いいたします。
地域包括支援課長	（資料２に基づき説明）
佐々木委員長	ただいま、事務局より説明がありました。 それでは、委員の皆様からご質問やご意見等はございますでしょうか。
大野副委員長	前回の会議のときも待機者が予防プラン作成にケアマネをつけられないという話が出たと思いますが、現在は落ち着いてきているのでしょうか。
地域包括支援課長	地域包括支援課長です。 ご指摘いただきました介護予防ケアプラン作成についての時間ですが、センターの状況によってまちまちな部分がございます。 申し込みをしてから、すぐに受けられるセンターもあれば、委託先を探してお時間いただいているところもあると伺っています。最長で大体２ヶ月ぐらいになります。 使いたいときにすぐに使えるかと言われると、状況に応じてというところで、状況は依然として変わっておりません。
佐々木委員長	その他、委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。 （意見なし）
佐々木委員長	それでは、次の議題に移ります。

	議題（３）令和７年度介護給付費適正化事業について（報告）
佐々木委員長	議題（３）「令和７年度介護給付費適正化事業について（報告）」、事務局より説明をお願いします。
介護保険課長	（資料３に基づき説明）
佐々木委員長	ただいま、事務局より説明がありました。 それでは委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。
中島委員	点検も非常に大事なことだと思うのですが、介護認定において、介護を必要とする当人は、状況が進行する場合もあるので、その辺を理解した上で点検を行っていただいて、適切な処置をしていただきたいなと思いました。よろしくお願いします。
介護保険課長	介護保険課でございます。 ご意見ありがとうございます。 保険者として、適正な管理、運営に努めまして、被保険者の身体の状態、サービス状況をしっかりと確認しながら、また配慮しながら進めて参りたいと思います。
大塚委員	介護認定の基準についてですが、都道府県、国基準があるなかで、市川市が保険者ということで、市川市の方でしっかりとした認定基準があると思いますが、近隣市の船橋市、浦安市、松戸市、柏市と比較し、この市町村は緩い、この市町村は厳しいということがあるようでしたら、その辺はしっかりと近隣市の状況を見ながら基準を定めていただければという希望があります。もしすでにされているようでしたら結構ですが、その辺を考えながら認定基準を示していただけたらと思っています。
介護保険課長	介護保険課でございます。 ご意見ありがとうございます。

介護保険課長	本市においては、認定基準は国の基準に基づいて適正に実施しているところでございます。また、ご意見がありました近隣との差異についてでございますが、近隣5市で集まる会議が市町村間でございます。 そういった中で、申請から認定までの期間、課題、取り組み方など、情報共有は進めており、近隣との連携もしております。 今後も、近隣市の中で差異が出ないように、今後とも引き続き努めて参りたいと思います。
佐々木委員長	ありがとうございます。 介護認定については、私もそのように認識しています。 他市や全国との比較はもちろんなされており、そこに大きな差異はないと思っております。 ケアプランの点検などの情報は公表されるものなののでしょうか。
介護保険課長	介護保険課です。 ケアプランの結果の公表につきましては、こちらの介護保険地域運営委員会の第1回で、ご報告させていただいている内容でございます。 委員会以外での市民に向けた公表等はしておりません。
佐々木委員長	その他、委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか (意見なし)
佐々木委員長	それでは、次の議題に移ります。
	議題（４）地域密着型サービスの公募について(報告)
佐々木委員長	議題（４）「令和7年度介護給付費適正化事業について(報告)」、事務局より説明をお願いします。
介護保険課長	(資料4に基づき説明)

佐々木委員長	ただいま、事務局より説明がありました。 それでは委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。
大野副委員長	前伊藤委員長の頃から看護小規模多機能型居宅介護事業所が市川にはなく強く熱望していましたが、ようやく市川市に出来て、今後どのように展開していくか期待をしているところであります。
佐々木委員長	その他、委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。 (意見なし)
佐々木委員長	それでは、次の議題に移ります。 議題（５）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について (報告)
佐々木委員長	議題（５）「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）」について、事務局より説明をお願いします。 (非公開のため省略) 議題（６）その他
佐々木委員長	それでは、議題（６）「その他」に移りますが、本日「その他」の議題はありますでしょうか。
事務局 (大賀主幹)	本日、「その他」の議題はございません。
佐々木委員長	それでは答申に移りますので、事務局からお願いいたします。

事務局 (大賀主幹)	(答申準備及び休憩) 皆様、お待たせいたしました。それでは委員会を再開いたします。 本日の議論を踏まえて、佐々木委員長より答申書をいただきます。佐々木委員長、福祉部長、よろしくお願いいたします。 (議題(1)について、委員長より答申を行った。)
佐々木委員長	それでは、答申を終了させていただきます。 以上をもちまして、令和6年度第3回市川市介護保険地域運営委員会を終了いたします。
終了	

(15 時 30 分閉会)